誓約書

中央区教育委員会　様

私は、貴教育委員会への採用選考に際し、裏面記載の令和８年12月25日施行予定の「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第69号）」第２条第８項に規定する特定性犯罪事実該当者ではないことを申告いたします。

また、採用内定後、犯罪事実確認のための手続を速やかに行います。

なお、以下のいずれかに該当する場合には、貴教育委員会への任用が取り消されても異議のないことを承諾いたします。

記

１　学歴、職歴、資格、犯罪歴その他の重要な経歴の詐称があるとき。

２　犯罪その他社会的に不相当な行為を行い職員として不適格と中央区教育委員会が判断したとき。

３　その他前各号に準ずるやむを得ない事由があるとき。

令和　　年　　月　　日

氏　　名

生年月日

住　　所

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律

（令和６年法律第69 号）（抄）

（定義）

第二条　（略）

８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの